

No. 13

婦人指導者講習會用資料（一九五二年六月）

基本的人权

勞働省婦人少年局

基本的人権

人権とは

人権の歴史

基本的人権の内容

(一) 平等

(二) 具体の自由

(三) 精神の自由

(四) 行動の自由

(五) 幸福をもとめる権利

人権を守る制度

公共の福祉のために

自分たちの手で

一
一
三

五
六
七

基本的人権

國の文化の程度は、人権がどれだけ尊重されているかによつて定められるといえます。人権の正しい意味を知つて、文化國家の建設につとめましょう。

○ 人権とは

大昔はこの國でも、体の力の強い人が大衆にいはつて、弱い人を思ひのまゝに使つたり殺したり、丁度動物の世界のようにくらしてゐたようです。だんく、社会が進歩と、今度はただでなく、ちえや財産のある人や、そういう人の子供たち快上になり、下の人たちに命令して忤かせるようになりました。そして上の人が下の人にとんな無理なことを云つても、みんな当り前と思つていました。つまり上の人と下の人では、人間としてのおうちが全然ちがうものだと思へられて下の人には上の人に殺されても文句を云えなかつたのです。又上の人間と、下の人同士でもお互に争つて他の人を殺したり傷つけたり、自分の都合で人のめいわくになることを行つたりして、無理が通つて道理の引つこむことがあつたのです。けれどもつと社会が進んでくると人間には誰でも生れながらおうちがあるはずだ、それは誰にも犯されてはいけない権利だと考えるようになりました。これが人権、又は基本的人権といわれる考え方のほじまりです。

○ 人権の歴史

日本がまだ鎖國をして、封建的な生活をしてゐた時から、アメリカやヨーロッパでは、人権の問題が深く考へられてゐましたがそれがはっきりした形をとつたのは、アメリカの独立戦争、ヨーロッパのフランス革命がきっかけです。

アメリカ—アメリカは始めはイギリスの植民地でしたが、自分たち代表を送つてもない本國の政府

から支配されたり屈辱されたりすることにアメリカの人たちは大きな不満をもっていました。それでとうとう十八世紀の後半に独立戦争がおきたのです。その時、その植民地の人民の代表があつて、「独立宣言」というものを定めました。この独立宣言は人間の基本的な権利をつたつた有名なもので次のように云つています。

- (一) すべての人間は生れながら平等にできている。
- (二) すべての人間は生れながら、生命の権利や、自由の権利や、幸福を求める権利をもっている。
- (三) 政府と云ふものはこういう権利を守るために、人民の同意によつてつくられるものである。
- (四) 政府がこれらの権利を守らなかつたり、邪魔をするようになったら、人民はそれをやめさせて、別にいい政府を作ることもできる。

この考えはアメリカの憲法の基礎になり、今日までアメリカの政治、社会制度、家庭生活をつらぬいています。

又、ヨーロッパでも一七八九年にフランス革命がおきました。これも当時貴族や僧侶が勝手に行つていた政治に人民が参加するための戦いでした。この時アメリカの独立宣言にならつて「人権宣言」が作られ、それが一七九一年に始めてできたフランス憲法にくみ入れられ、その他の国々もその後、だんだん憲法を作るようになりましたが、いずれもこの人権の思想がおりこまれています。

日本で明治二十二年にはじめてできた憲法はヨーロッパ大陸の憲法になつたものでしたが、同時に日本独断の国家主義、全体主義的要素をたくさん入れたものでした。それでそれから国民のいる自由を政府がまもらなくてはならないことをきめてありながら、いろんな法律でいくらでも変えることができた。になつていきました。又議會できめないことも天皇の名をかりれば自由に行えるようになった。そのため、私たちがどんなに自由をうばわれたかは、今度の戦争を思いおせば解りましょう。

終戦後にできた新憲法は、人間のあらゆる権利も尊重したもので、ここに始めてアメリカの独立宣言に始まつた基本的人権の思想がはつきり現わされています。又この新憲法に伴つていろいろ法律も改正され国民の人権を各方面から守るようになったといふことができます。

○ 基本的人権の内容

(一) 平等

人間はみな平等だといふ考え方は、近代的な国家では当然のことです。けれど日本では、つい八十年ほど前まで長い封建時代があつて、身分の上下が大変にきびしくきめてありました。そして武士は町人の一寸した顔に對して、「斬捨てごめん」といつて裁判も何もせずには自分でもよかつたのです。このようなひどい制度は明治維新と共になくなりましたが、そういう考え方はなかなか改まらず、ついこの間まで階級や身分によつて同じ日本人でも人間的価値が違つていふ考えられていました。法律にもいろいろ差別があり、又天皇や政府は国民に對して絶対の力をもちつたような制度が残されていました。

このような社会では、個人の意見は当然ないがしろにされ、民主的な政治はのびるべくもありませんでした。人間はみな平等にあらうと考へる方こそ、民主主義の根本です。

新憲法は「すべて国民は法の下に平等」といつています。平等といつても勿論それらの才能や、性格や努力によつて一人一人の価値には差ができてきますが、華族平民といふように生れながらの身分のちがいをきめる制度はなくなりまし、金持に生れても貧乏に生れても、人種がちがつても、家柄がよくてもわるくても、教育があつてもなくても、男でも女でも、長男でも末娘でも、年よりも若い人も、日本人としては生れつき皆平等なのです。この原則に従つていろいろ法律が改められ、参政権、教育や職業の機会、家族の中における権利義務など、社会生活、家庭生活における国民の平等、男女の同権が、保障されたのです。

(二) 身体自由

私たちの体は私たち自身のもので、むやみに他の人にしぼられたり、危害を受けたりしてよいものではありません。それが従来の日本では全体主義的な考え方や、家の制度から、人間の命を大變に粗末にしたり、子供は親の勝手になると考へたりする傾向がありました。そのため、國家のためには国民全部死ねといった、犯罪をしたという証拠もないのに検察したり、裁判官をさせたり、拷問をして無理に白状させたり、女や子供を牛や馬のように売りとばしたり、ひどい事件で罪の行かない子供を竹かせたりといふように、他

の文脈では見られないような野蠻なことが平気で行われていました。本当に恥しいことです。

現在もそのようなことはゆるぎません。法律にふれる悪いことをして正當な裁判の手續を経て罰を受ける時以外には、とじこめられたり、強制労働をさせられたり、或いは、命をとられることはないので、又悪いことをしている所を見つめられた時以外には、もやみに警官に連水て行かれたり、拘禁されたりはしませんし、裁判官の命令がなければ家宅搜索や、れることもなく又裁判もなしに罰がきまるということはありません。拷問は勿論できませんし、子供や女子を売買したりすることも禁じられています。

(三) 精神の自由

人間は身体さえ傷つけられなければそれでよいというものではありません。人間にとってもっと大切なものは精神の自由でしょう。

人は心の中で何を考えていようと全く自由のはずです。十人十色といって各人がいろいろちがう考え方をし、それを出し合うことによつて社会は進歩するのです。日本人という日本人はみな同じことを考えなければいけないなどというのは、無茶なことですが、まして自分と考えるのちがう人をけしからんと非難したり、政府が正當な理由なく抑えつたりすることは、人間の最も大切なものをふみにじることです。

どういう思想を持っているから、どのようなことを勉強しようという宗教を信じているからといつて、非国民とよばれたり、つかまえられるたり、いじめられたりすることは、もうないのです。深い考え、はつきりした、責任のある建設的な意見をみんながもつて、よい世論を作りだすものです。

(四) 行動の自由

個人の自由——精神の自由ということとは、それを発表する行動の自由をももたなくてはなりません。私たちは自分の正しいと思うことを、何でも言ひつたり書いたりすることができ、又自分の好むところに住み、自分の好きな人と結婚することが出来ます。昔はそういうことをしたいと思つても、それがその社会の慣習をもっている人に都合のわるいことや、疑に入らないことだと、おさえられたり罰せられたりすることが、この國にもありました。とくに日本では、つい最近まで、言論はきびしく取りしまられて、特に政治や社会について批判的なことを言ひたり書いたりすることはゆるぎませんでした。又結婚とか住居というよう

な家庭の中の私生活までも色々な制限をうけていました。そのため、日本人は人の顔色をうかがつたり、目上の人には何も言ひできなかったり、自分の意見をはつきり主張できなかったり、又もやみに人のことは干渉したりすることが習慣となつてしまつたのは残念なことですが、もうこのような制限はないのですから、のみびと正々堂々と行動しましょう。

団体行動の自由——従来の日本では、人々が団体を作つたり集会をひらいたりすることを、大變に厭避していましたが、今はだいぶ自由になりました。同じ興味をもっている人達があつまつてクルーズ活動をするなどは、社会の進歩のために、また本人の向上のために、大へんのやましいことですから、妨く人たちの労働組合、政治に興味をもつ人たちの政見、社会の向上のために集る人たちのいろいろな団体、など大いに活躍して日本の政治の推進力となつてほしいものです。

(五) 幸福をもとめる権利

人間は誰でも身体や精神や行動の自由をもつことは勿論、更に積極的に幸福な生活を営むことを希望します。この希望こそは人間社会をよりよくするための大なる力です。けれども色々な原因のために、個人の努力だけでは幸福な生活の営めないことが多々あります。國家に對せん、健康で文化的な生活をさせるように要求することが出来ます。誰でも、住居や財産の保護、公衆衛生の向上、社会保険の実施、教育機会の拡充、労働条件の改善など、私共の生活を幸福にするのに必要なことを要求する権利があるわけです。

① 人権を守る制度

1. 裁判——誰でも人権を犯された時は、告訴して、裁判して貰うことができます。又憲法に違反するような法律や、命令や、規則が出た時にはそれを最高裁判所に訴えて無効を付けてもらうこともできます。

2. 人権擁護局——国民の人権を守るための役所で、法務局の中にあります。人権尊重の思想をひろめたり、人権の犯された事件の調査をしたり、被害者を救済したりしています。地方では、それぞれの土地の法務局や支局の中に人権擁護係があります。

3. 人権擁護委員——人権擁護委員の仕事を手伝って働く民間人です。受検の地域で人権尊重の理想を普及し、また人権が犯された場合を発見したらすぐにそれを調査して、救済のための手段を講じます。市町村長の推せんにもとずいて法務省が委嘱しますが、現在（昭和二十七年二月）二二一七人おりその中に婦人は七十一人います。

人権を犯された時は、又犯されている人を究つた時は、まずこういう委員に相談して下さい。

公共の福祉のために

私たちの基本的人権はこのように尊重されています。これは一人々々の国民がしあわせになるばかりでなく、社会全体もしあわせになるためです。せつかくの基本的人権も、その使い方があつて、他の人の人権を犯し、社会を不幸にし、結局又自分不幸にします。

自分の人権を認識することは、同時に他人にも人権があることを認めなくては何にもなりません。日本ではまだ人権という考え方は新しいため、自分の権利ばかり主張して、権利に伴う責任、他人の権利のことを忘れてしまうようなことがしばしば見られます。

自分の要求を達すために、暴力的な行動をして人をあつかしたり、食べるためだといって子女を売ったり、数人に合わないといつて嫁をおい出すようなことは、いづれも、自分の都合、自分の権利ばかりを大事にして、他の人の人権を忘れていく危険です。そのようなひどいことをしないまでも、自由だからといって不法にふるまったり、人の人格を傷つけるようなことや、いかにわいせつなことを書いたり書いたり、自分の体や家や土地を汚なくしておいたり、他人やよその家のことに口を出したりして人に迷惑をかけるようでは、基本的人権の精神から外れます。結局、基本的人権には同時に、大きな社会道徳、近代的な教養、市民としての責任感が伴はなくてはならないのです。

◎自分たちの手で

人権は自分自身のものですから、自分で守る努力が必ず必要です。長いものはまかされると云う考えをすて、正しいことのために、どこまでも自分を主張する態度をとり、人権を犯された時は泣き入りせず、どこまでも闘う勇気が必要です。こういうことは特に子供の時から養つておきたいものです。

同時にまた、他の人の人権を尊重する習慣が大切です。他人の私生活に干渉するようないふからまずやめて行きましょう。特に地域の人権者、職場の上役、家系の年長者などは、自分より権力の弱い下の者たちも、自分と基本的人権において全く平等だということを忘れてはなりません。

自分の人権と同時に他の人の人権も重んじて、明るい近代的な社会を作りましょう。

質 向

1. 野蠻な国と近代的な国とのちがいはどこにあるのでしょうか。

2. 日本では明治以来大きな工場や立派なビルディングが沢山でき、交通も発達し、劇場や商店などの娯楽なものもたくさんあります。又家のよい美しい人はもうほとんどいませんし、立派な芸術は昔からあります。それなのに日本の社会が近代的でない、封建的だといわれるのはどうしてでしょうか。

3. 「さうしてごめん」といって武士が町人を勝手に殺してもよい制度は、いかに野蛮なことだと推しても今は考えます。けれどもそのように上の人と下の人とがうちがうちがうと云う考え方は今でも残っています。いかなる例があるでしょうか。

4. アジヤやアフリカのおくれた国では、子供に価値をつけて売って歩いたり、お金を出して妻を買ったりしているそうです。すい分悪魔々しいことのようにですが、これに似た考えは日本にもありそうです。ほんなことでしょうか。

- 5、あなたの家庭では、御夫婦の間で意見がちがうときはどうしていますか、子供さんがあなたとちがう考えをもっているとき どうしますか、
- 6、何事のはきちがえ、とか平等のはきちがえということがしばしばいわれます。あなたのがはきちがえでしよう、
- 7、義理ゆえとか、うそも方便といつて、心にもないことを言ったり、したりすることが日本の社会に多いのはなぜでしょう、こういう習慣はあつた方がいつと思ひますか、一日も早くなくしたいと思ひますか、
- 8、婦人団体やその他の町や村の団体で、軒をみにかついで、入らないと非難だとかよぶようなことがありませんか、
- 9、保健所、健康保険、産婆安産所等、私共の生活を幸福にするために國家がもうけている制度を利用していますか、
- 10、家庭内の行儀作法はやかましいのに、公共の場所では不作法な人が多いのはなぜでしょう、
- 11、自分の人権ばかり主張してひとの人権を犯しているのは気の付かない人がしばしばいるようです。あなたたちの身近かにそんな例はありませんか、
- 12、あなたの地区で人権擁護の仕事をしている役所はどこにありますか、
- 13、あなたの地区に人権擁護委員は何人いますか、どんな人ですか、婦人がいますか、

